

議案第18号

琴浦町船上山発電所基金条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町船上山発電所基金条例の一部改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町船上山発電所基金条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町船上山発電所基金条例(平成26年琴浦町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、琴浦町船上山発電所(以下「<u>発電施設</u>」という。)に関する基金の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>(積立て等)</p> <p>第3条 別表に掲げる基金において、基金として積み立てる額は、同表第3欄に掲げるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(運用益金の整理等)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益の整理又は処理は、別表第4欄に掲げるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、琴浦町船上山発電所に関する基金の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表の第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>(積立て等)</p> <p>第3条 別表に掲げる基金において、基金として積み立てる額は、同表の第3欄に掲げるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(運用益金の整理等)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益の整理又は処理は、別表の第4欄に掲げるところによる。</p>

<p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(積立限度額)</p> <p>第8条 基金の積立限度額は、別表第6欄に掲げるところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>
---	--

第2条 琴浦町船上山発電所基金条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条、第5条、第7条、第8条関係)

1 名称	2 設置目的	3 積立て	4 運用益金の整理又は処理	5 処分事由	6 積立限度額
1 船上山発電所欠損調整積立基金	売電収入の減収等によって発電会計に欠損が生じた場合に、それを補うために必要な資金を積み立てること。	特別会計歳入歳出予算(琴浦町特別会計条例(平成16年琴浦町条例第56号)の規定により設置される琴浦町船上山発電所管理特別会計に係る歳入歳出予算をいう。以下この表において同じ。)に定める額	特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	計画年間売電収入の2分の1

2	船上 山発電 所災害 準備積 立基金	落雷等の災 害による不時 の損失に備え るために必要 な資金を積み 立てること。	特別会計歳入 歳出予算に定め る額	特別会計歳 入歳出予算に 計上して当該 基金に積立て	当該基金の設 置目的を達成す るために必要な 経費の財源に充 てるとき。	発電施設 の建設に要 した総建設 費の25%
3	船上 山発電 所建設 改良積 立基金	将来にわた って安定した 発電を行うた めの発電施設 の更新・改良 に必要な資金 を積み立てる こと。	特別会計歳入 歳出予算に定め る額	特別会計歳 入歳出予算に 計上して当該 基金に積立て	当該基金の設 置目的を達成す るために必要な 経費の財源に充 てるとき。	発電施設 の更新・改良 に要する総 建設費の 40%
4	船上 山発電 所修繕 積立基 金	発電施設の 定期的に行う 大規模な修繕 のために引き 当てること。	特別会計歳入 歳出予算に定め る額	特別会計歳 入歳出予算に 計上して当該 基金に積立て	当該基金の設 置目的を達成す るために必要な 経費の財源に充 てるとき。	—

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年度決算から適用する。